

土地区画整理事業はこのように進められます。

調査

1 現況測量・調査の実施

事業計画策定のため、土地・建物等の現況を正確に把握します。

2 施行区域（地区）の決定

まちづくりの観点から事業を施行する地区を選定し、みなさまの意見を反映した都市計画の決定をします。

計画

3 事業計画の決定

事業の基本である設計・資金計画等について、みなさまの意見をきき、県知事による設計の概要の認可を経て決定します。

4 換地の設計

事業計画及び個々の宅地の現況等にもとづき、整理後の個々の宅地の区画を設計します。

事業実施

5 仮換地の指定

移転や工事の必要から、換地の前提となる仮りの換地を指定します。

6 建物等の移転、道路等の工事

仮換地が指定されますと、現在地から仮換地へ建物等を移転することになります。これに併行して道路・公園・水道・下水道等の工事を行います。

事業終了

7 換地処分

全ての工事が完了した後、換地計画を作成し、その内容を関係権利者あてに、通知して行われます。

8 土地・建物の登記

土地・建物の変動に伴う登記を、施行者がまとめて行います。

9 清算金の徴収・交付その他

事業の最終段階として、みなさまの換地について、不均衡がある場合には、これを金銭により是正するなどの必要な調整を行います。

お問い合わせ

金沢市建設部駅周辺整備課

〒920-0852 金沢市此花町3-2 ライブ1ビル2F TEL (076) 221-5338

金沢駅北 土地区画整理事業

個性あふれる21世紀都市金沢



(金沢駅東広場 完成予想図)

金沢市

金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業

〔設計図〕

事業概要

●事業の名称：金沢都市計画事業 金沢駅北土地区画整理事業

●施行者の名称：金沢市（法第3条第3項）

●施行地区の面積：約11.9ha

事業期間

平成6年3月～平成19年3月

総事業費

約422億円

法的手続

都市計画決定

平成4年1月21日

平成7年5月22日（区域拡大）

事業計画決定の公告の日

平成6年3月31日

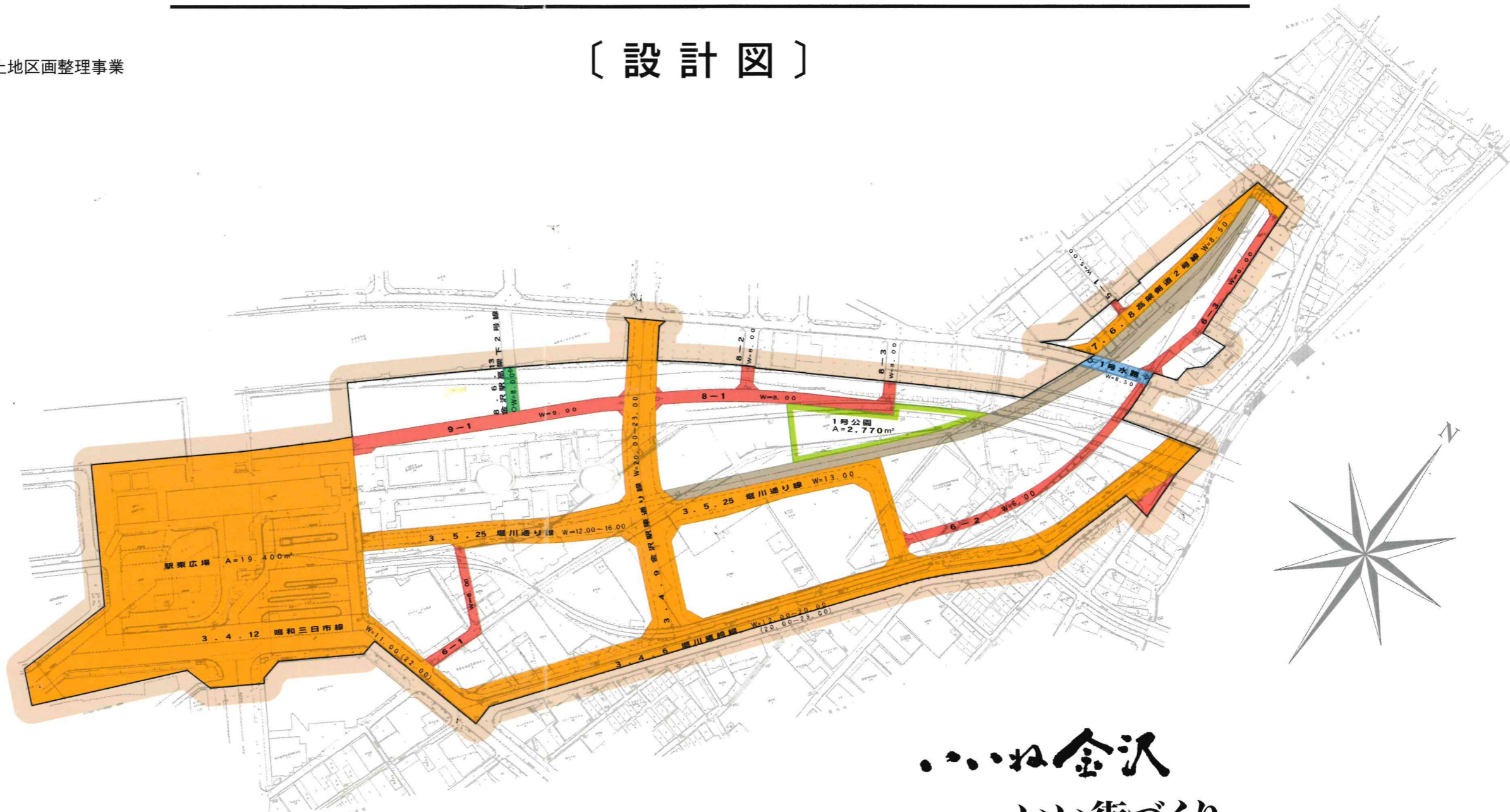
平成7年8月25日（変更）

事業の目的

本地区周辺は、金沢駅周辺地区新都市拠点整備構想の一翼を担う地区として位置付けられており、金沢駅周辺の鉄道施設跡地等を活用し、金沢市の特性を最大限に尊重するとともに、官民が一体となってゆとりとうるおいのある住環境と都市環境の整備を図っていくことが必要とされている。

また、金沢駅付近連続立体交差事業に伴い金沢駅東通り線の早期整備も重要な課題となっている。

このため本事業では、都市内交通ネットワークの幹線となる金沢駅東通り線の整備に併せ、堀川・栗崎線の拡幅および北陸鉄道浅野川線の移設を行い、金沢駅東広場を県都金沢の玄関口にふさわしく整備することによって、公共空間を確保し、健全な都市基盤を建設することを目的とする。



…ね金沢
いい街づくり

土地利用の内訳

区分	施行前		施行後		
	地積 (m ²)	%	地積 (m ²)	%	
公共用地	道路	8,151.88	6.84	26,299.62	22.07
	広場	13,552.61	11.38	21,652.09	18.17
	公園	—	—	2,770.00	2.32
	水路	2,110.88	1.77	363.77	0.31
公共用地計	23,815.37	19.99	51,085.48	42.87	
宅地	民有地	80,536.36	67.58	68,080.41	57.13
	準国有地	15,204.31	12.76	—	—
	宅地計	95,740.67	80.34	68,080.41	57.13
保留地	—	—	—	—	
測量増(△)減	△390.15	△0.33	—	—	
合計	119,165.89	100.00	119,165.89	100.00	



凡例	
	施行地区界
	都市計画道路
	区画道路
	歩行者専用道路
	公園
	水路
	軌道